

# 県立自然公園内での行為に関する処理基準等

## 背景

県立自然公園条例では、公園内の開発行為は、特別地域（特に景観に配慮すべき地区）においては「申請・許可」、普通地域（特別地域以外）では「届出」となっている。

近年、普通地域内において、残土処分地等による土地の形状変更等の大規模な開発行為により、景観や生物多様性に影響を与えるおそれがある事例が見受けられる。

本県では、山の斜面等への森林伐採を伴う太陽光発電施設の設置に対しては、「太陽光発電施設等と地球環境の調和に関する条例」に基づき、景観等の調査に加え、県独自指針により、動植物の自然環境調査を求めている。

また、国においては国立・国定公園の適正利用の促進を目的として、自然公園法の一部改正が行われた。

- ・自然公園法の一部改正（公布 R3. 5. 6）
- ・自然公園法施行令の一部改正（公布 R3. 9. 17）
- ・自然公園法施行規則の一部改正（公布 R4. 1 予定）

## 課題

- 1 普通地域内において、大規模な開発行為が見受けられる
- 2 特別地域においては環境調査を求めているが、普通地域では環境調査を求めている
- 3 現行の法令上、生物の多様性の確保が風致（風景）の保護に含まれており、県民にわかりづらい
- 4 禁止等を命ずる明確な基準がない
- 5 自然公園法等の一部改正に伴う適正な利用促進への対応が必要

年度	件数	1ha以上	所在地	行為の種類	目的	面積	備考
H28	28	3	三田市	土地の形状変更 A (追加)	残土処分場増設	4.9ha	累計 8.6ha
			猪名川町	土地の形状変更 B	残土処分場新設	7.2ha	
			中央市	土地の形状変更	森林作業道整備	3.1ha	
H29	22	2	猪名川町	土地の形状変更 C	残土処分場新設	8.0ha	
			朝来市	工作物の新設	太陽光発電施設	1.6ha	
H30	25	3	三田市	土地の形状変更 A (追加)	残土処分場増設	2.9ha	累計 11.5ha
			養父市	土地の形状変更	森林作業道整備	1.5ha	
			豊岡市	工作物の新設	太陽光発電施設	1.8ha	
R1	15	4	猪名川町	土地の形状変更	治山工事(県)	1.0ha	累計 9.5ha
			猪名川町	土地の形状変更 B (追加)	残土処分場増設	2.3ha	
			朝来市	土地の形状変更	林道整備工事(県)	1.2ha	
			豊岡市	工作物の新設	太陽光発電施設	1.8ha	
R2	18	2	加東市	土地の形状変更	駐車場の設置	1.2ha	
			香美町	鉱物の掘採・土石の採取	粗面岩採石	2.6ha	
R3	14	3	猪名川町	土地の形状変更 D	廃棄物最終処分場新設	6.8ha	
			神河町	土地の形状変更	森林作業道整備	2.4ha	
			香美町	鉱物の掘採・土石の採取	粗面岩採石	2.1ha	

## 方向性

- 1 普通地域内における一定規模以上の開発行為について、事前の自然環境調査を求めること
- 2 開発行為に問題がある場合に行為の禁止を求める等の具体的な処理基準を定めること
- 3 自然公園法等の一部改正に伴う適正な利用を促進するための規定を条例・施行規則に盛り込むこと

## 論点

### 1 対象となる開発行為と普通地域内における自然環境調査の実施

普通地域における届出にあたっては、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

特別地域内で行為の面積が 1 ha 以上の場合は、別途自然環境調査を求めており、対象となる開発行為を明確にするとともに、普通地域内での行為であっても、一定規模以上の行為については、現行特別地域内の申請で求めているものと同様の自然環境調査書類の提出について意見を求める。

→「県立自然公園条例施行規則」の改正

### 2 具体的な処理基準の改正

普通地域における届出にあたっては、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

届出行為の内、大規模な土地の形状変更は、周辺の広範な地域から望見又は注視されやすく、野生生物に影響を及ぼす可能性や、土砂運搬等の関連する行為により、周辺に騒音等を継続的に発生させる等自然風景に大きな影響を与える場合がある。

このため、現行では行為の禁止を求める場合、具体的な表現となっていないことから、具体的な処理基準の改正について意見を求める。

→「県立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」の改正

### 3 県立自然公園条例・施行規則の改正

国においては国立・国定公園の適正利用の促進を目的として、自然公園法、自然公園法施行令、自然公園法施行規則が一部改正されたことに伴い、県立自然公園においても適正利用の促進を図るため、同様に県立自然公園条例、県立自然公園条例施行規則を改正することについて意見を求める。

→「県立自然公園条例」の改正

→「県立自然公園条例施行規則」の改正

1 対象となる開発行為と普通地域内における自然環境調査の実施

対象となる開発行為を明確にするとともに、普通地域内での行為であっても一定規模以上の行為については、現行特別地域内の申請で求めているものと同様の自然環境調査書類の提出について意見を求める。

区分	行為に対する対応	規制される行為	提出書類	提出書類（環境調査）
特別地域	申請、許可	A 工作物の新築・改築・増築 (鉄塔の設置、電柱の設置、森林施設の設置、道路の新設等) B 鉱物の掘採・土石の採取 (粗面岩採石等) C 土地の形状変更 (道路、林道、施設に通じる道路、森林作業道路、施設の設置に伴う掘削盛土等) D 木竹の伐採 (森林伐採、森林間伐等) <u>下線部は特別地域で対象</u>	(1)申請書(届出書)  (2)図面 ①縮尺 1/25,000 以上の地形図 ②縮尺 1/5,000 以上の概況図及び天然色写真 ③縮尺 1/1,000 の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ④行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1/1,000 以上の図面	①植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質 ②自然的な効用及び社会経済的な効用 ③風致に及ぼす影響の予測及び影響を軽減するための措置 ④当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を比較した結果 <b>&lt;対象&gt;</b> ・面積が 1 ha 以上の行為 (道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。) ・延長 2 km 以上若しくは幅員が 10m 以上の計画道路の新築 (許可行為が行われる場所に到達するためのものは除く。) 別途、風致に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、上記の書類を求めることがある。
普通地域	届出 (保護に必要な場合は、禁止、制限、必要な措置を命ずる)	A 工作物の新築・改築・増築 (鉄塔の設置、電柱の設置、森林施設の設置、人工降雪機設置、道路の新設等) B 鉱物の掘採・土石の採取 (粗面岩採石等) C 土地の形状変更 (道路、林道、施設に通じる道路、森林作業道路、施設の設置に伴う掘削盛土、残土処分場、廃棄物最終処分場、治山工事、駐車場設置等)	なし ↓ <b>&lt;今回策定&gt;</b> ①植生、動物相その他の風景の状況並びに特質 ②自然的な効用及び社会経済的な効用 ③風景に及ぼす影響の予測及び影響を軽減するための措置 ④当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を比較した結果 <b>&lt;対象&gt;</b> ・面積が 1 ha <sup>*1</sup> 以上の行為 (道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。) ・延長が 2 km 以上若しくは幅員が 10m 以上の計画道路の新築 (許可及び届出行為が行われる場所に到達するためのものは除く。)	

※1 環境調査対象面積の検討

	案 1	案 2	案 3	(参考) 特別地域での事例
対象面積	1 ha 以上	5 ha 以上	10ha 以上	1 ha 以上
届出件数	17 件	3 件	0 件	29 件
対象件数 (過去 5 年間)	13 件 A 工作物の新設・改築・増設 3 件 (太陽光発電設備 3 [1.6ha、1.8ha、1.8ha]) B 鉱物の採掘・土石の採取 2 件 (粗面岩採石 2 [2.6ha、2.1ha]) C 土地の形状変更 8 件 (残土処分場新設 2 [7.2ha、8.0ha]、残土処分場増設 3 [4.9ha、2.9ha、2.3ha]、廃棄物最終処分場新設 1 [6.8ha]、治山工事 1 [1.0ha]、駐車場の設置 1 [1.2ha]) <b>※対象外：6 件</b> (森林作業道整備 4、林道整備 1、市道整備 1)	3 件 A 工作物の新設・改築・増設 0 件 B 鉱物の採掘・土石の採取 0 件 C 土地の形状変更 3 件 (残土処分場新設 2 [7.2ha、8.0ha]、廃棄物最終処分場新設 1 [6.8ha]) <b>※対象外 4 件</b> (森林作業道整備 3、林道整備 1)	0 件  ※ただし、累計の場合 1 件 ・残土処分場増設 1 [8.6ha + 2.9ha = 11.5ha])	0 件  <b>※対象外：29 件</b> A 工作物の新設・改築・増設 5 件 (森林施設 3、自然学校災害復旧 1、鳥獣柵設置 1) C 土地の形状変更 6 件 (森林作業道整備 2、森林施設整備 3、電柱取付道路 1) D 木竹の伐採 18 件 (森林間伐 18 件)
メリット	面積基準数値が特別地域と同じで、根拠が明確である。 ある一定の開発について制限ができる。	ある一定の開発について制限ができる。	—	—
デメリット	特別地域と普通地域との基準に差がなくなる。	数値の根拠が明確ではない。	数値の根拠が明確ではない。 制限できる事例がない。	—
評価	○	△	×	—

## 2 具体的な処理基準の改正

現行では行為の禁止を求める場合、具体的な表現となっていないことから、具体的な処理基準の改正について意見を求める。

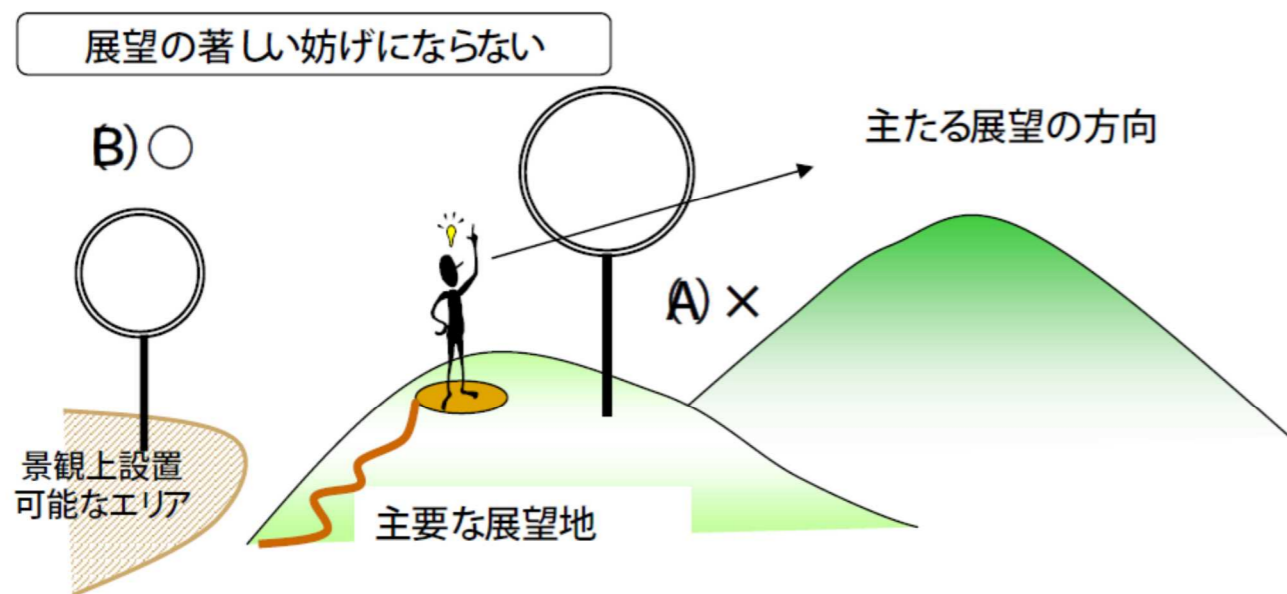
区分	現行の基準	新たな基準
定義	普通地域の風景の保護上、大きな影響を与える可能性のある行為について、その行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること（以下「措置命令等」という。）基準	普通地域の風景（植物、動物、地質、鉱物等の自然物若しくはこれらに基づく清浄な大気、野鳥の可憐な鳴き声等の自然現象又は史蹟、遺構等の文化財によって構成される自然環境。以下同じ。）の保護上、大きな影響を与える可能性のある行為について、その行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること（以下「措置命令等」という。）
A 工作物の 新築・改 築・増築	<p><b>鉄塔の新築、改築及び増築</b> 次のすべてに適合するかどうかについて審査し、風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。</p> <p>① 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。 ② 山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 ③ 色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。</p> <p><b>太陽光発電施設の新築、改築及び増築</b> 次のすべてに適合するかどうかについて審査し、風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。</p> <p>① 以下の規定によること。 ア 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 イ 山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 ② 施設の色及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。 ③ 施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。 ④ 施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。 ⑤ 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。 ⑥ 当該太陽光発電施設の新築、改築及び増築による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。 ⑧ 植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。 ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地 域 エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域</p> <p>また、発電事業終了後に放置されると、腐朽、破損等により、自然風景に大きな影響を与える可能性が他の工作物に比べ極めて高い。このため、発電事業終了後の撤去及びその跡地の整理について措置命令を行うものとする。</p>	変更なし
B 鉱物の掘 採・土石の 採取	<p><b>鉱物の掘採・土石の採取</b> 眺望の対象に著しい支障を及ぼすかどうか、及び跡地の整理を適切に行うこととされているかどうかについて審査し、山稜線の著しい改変を伴う場合など風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。ただし、次のいずれかに適合する場合については、この限りでない。</p> <p>① 現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（②から④までの規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限であり、かつ、跡地の整理を適切に行うこととされていると認められるものであること。 ② 河川にたい積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。 ③ 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。 ④ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難であると認められるものであること。</p>	変更なし

区分	現行の基準	新たな基準
C 土地の形状変更	<p><b>土地の形状変更</b></p> <p>土地の形状変更のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物の最終処分場にあつては、廃棄物を埋立てることに加え、大規模な土地の形状変更を伴うことが多く、自然風景に大きな影響を与える場合がある。</p> <p>廃棄物最終処分場にあつては、次のいずれかに適合する場合を除き、措置命令等を行うものとする</p> <p>①既に土石の採取等により地形が改変された土地において最終処分場を設置する場合であつて、修景等の措置により公園の風景の保護上、従前より好ましい状態を生ずることとなる場合</p> <p>②当該公園区域内で生ずる廃棄物を処理することが主たる目的の施設であつて、当該普通地域外において設置することが、自然的、社会的その他の観点から見て著しく不合理な場合</p>	<p><b>土地の形状変更</b><sup>※1</sup></p> <p>大規模な土地の形状変更を伴う行為は、周辺の広範な地域から望見又は注視されやすく、野生生物に影響を及ぼす可能性や、土砂運搬等の関連する行為により、周辺に騒音等を継続的に発生させる等自然風景に大きな影響を与える場合がある。</p> <p>このため、面積が1ha以上の行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）又は延長が2km以上若しくは幅員が10m以上の計画道路の新築（許可及び届出行為が行われる場所に到達するためのものは除く。）で、風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。この場合において、次のいずれかに該当するものについては、<b>禁止するものとする。</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>下記、「新たな基準」</p> </div> <p>また、土地の形状変更のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物の最終処分場にあつては、廃棄物を埋立てることに加え、大規模な土地の形状変更を伴うことが多く、自然風景に大きな影響を与える場合がある。</p> <p>廃棄物最終処分場にあつては、次のいずれかに適合する場合を除き、<b>禁止するものとする。</b></p> <p>①既に土石の採取等により地形が改変された土地において最終処分場を設置する場合であつて、修景等の措置により公園の風景の保護上、従前より好ましい状態を生ずることとなる場合</p> <p>②当該公園区域内で生ずる廃棄物を処理することが主たる目的の施設であつて、当該普通地域外において設置することが、自然的、社会的その他の観点から見て著しく不合理な場合</p>

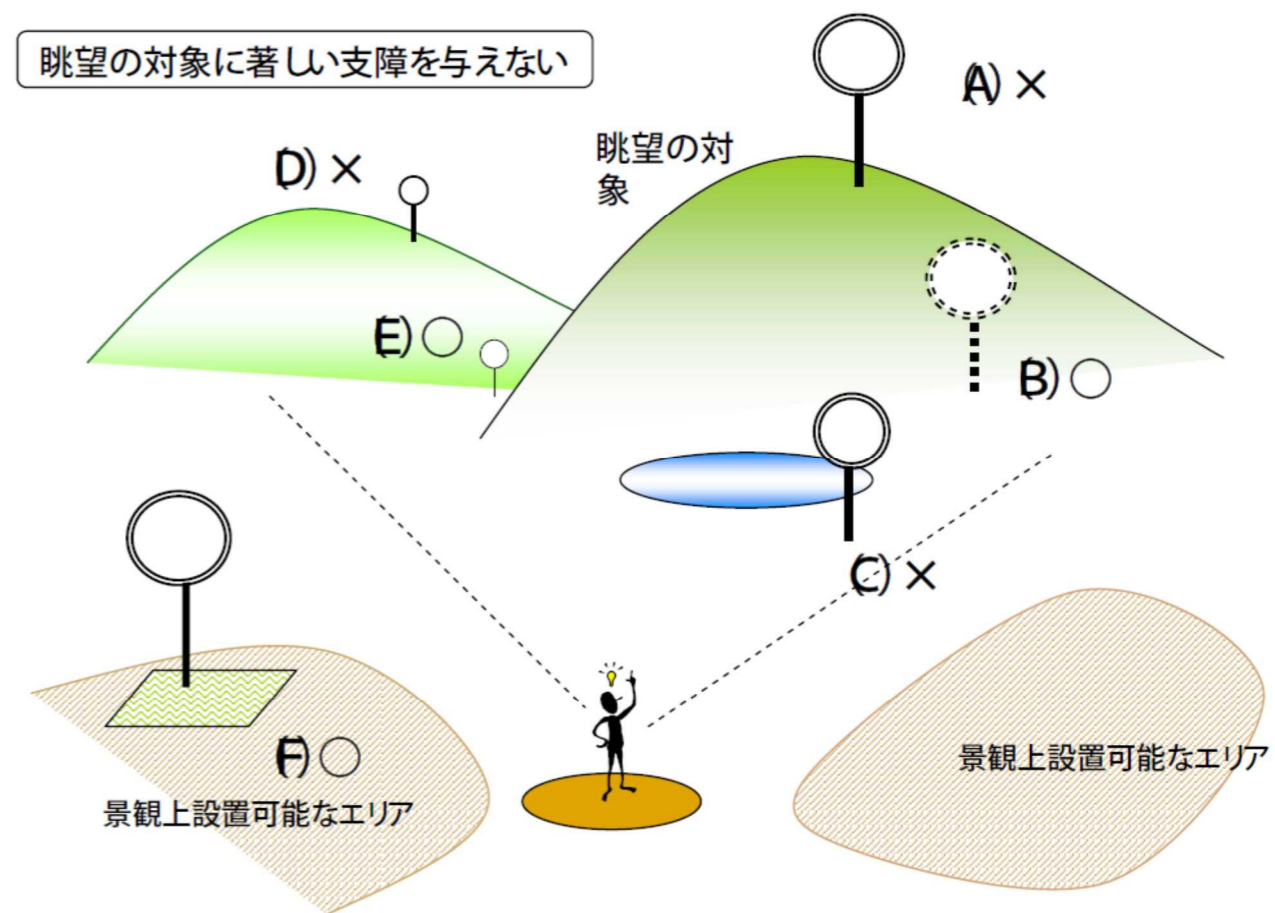
※1 土地の形状変更の処理基準表現の検討

これまでの基準例（太陽光発電施設の新築、改築及び増築）	新たな基準	備考
①主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。 <sup>※2</sup>	① <b>盛土、切土等による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により主要な展望地から展望する場合の著しい妨げになるもの。</b>	具体例を追加
②山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 <sup>※3</sup>	② <b>盛土による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により山稜線を分断すること、切土による土地の形状変更により山稜線の形状を変更すること等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすもの。</b>	具体例を追加
③施設の色及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。	③ <b>盛土、切土等による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により、色及び形態がその周辺の風景と著しく不調和であること。</b>	具体例を追加
④土地の形状を変更する規模が最小限であると認められること。	④土地の形状変更する規模が最小限であると認められること。	
⑤当該太陽光発電施設の新築、改築及び増築による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。	⑤当該 <b>土地の形状変更</b> による土砂及び汚濁水の流出のおそれがあること。	
⑥野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。	⑥野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがあること。	
<p>⑦植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。</p> <p>ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域</p> <p>イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域</p> <p>ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域</p> <p>エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域</p>	<p>⑦植生の復元が困難な地域等内において行われるもの。</p> <p>ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域</p> <p>イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域</p> <p><b>ウ 当該事業予定地内に兵庫県版レッドリストAランクの動植物の生息又は生育が確認される地域</b></p> <p>エ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域</p> <p>オ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域</p>	貴重な動植物の観点を追加

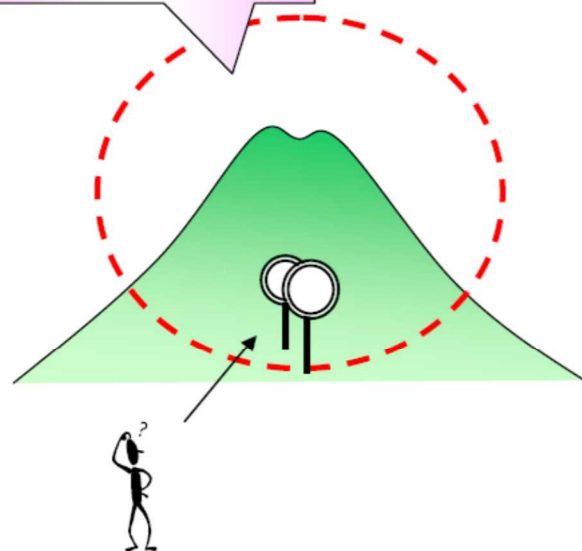
※2 ①主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと  
イメージ



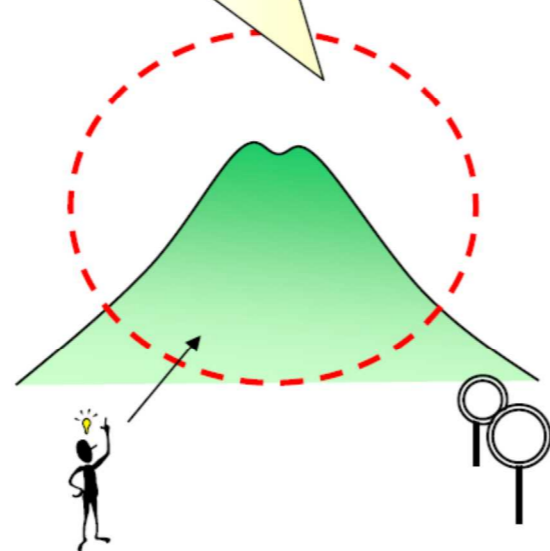
※3 ②山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと  
イメージ



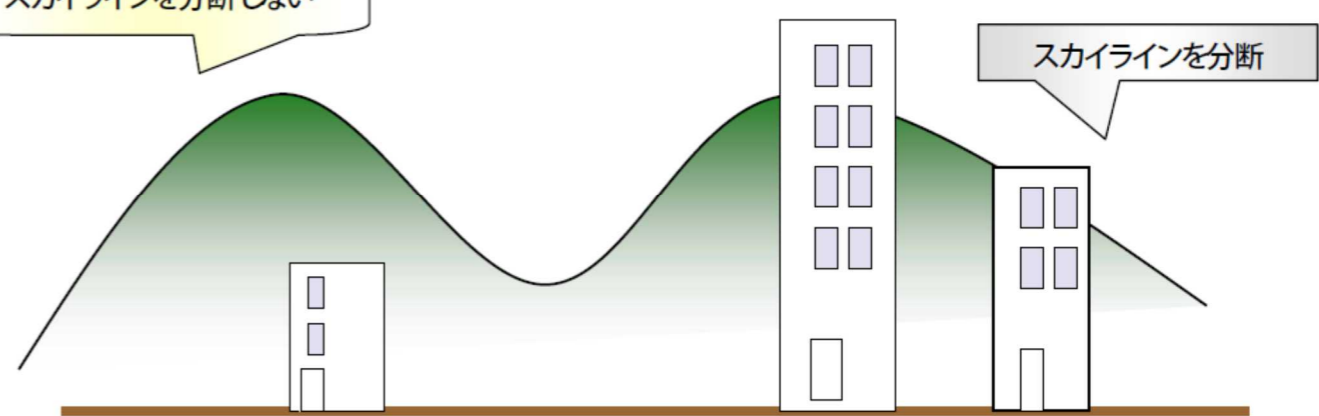
眺望の対象(保全対象)を見る方向に位置し、眺望を阻害



眺望対象を見る方向(視軸)から工作物を遠ざける



スカイラインを分断しない



スカイラインを分断

### 3 県立自然公園条例、施行規則改正について

国においては国立・国定公園の適正利用の促進を目的として、自然公園法、自然公園法施行令、自然公園法施行規則が一部改正されたことに伴い、県立自然公園においても適正利用の促進を図るため、同様に県立自然公園条例、県立自然公園条例施行規則を改正することについて意見を求める。

#### 1 県立自然公園条例の改正

##### 自然公園法の一部改正に伴うもの

**1 地域主体の自然体験アクティビティ促進の法定化・手続の簡素化**（条例第5条、第6条の2、第15条の6、第15条の7、第15条の8、第15条の9、第15条の10、第9条等関係）

公園計画において、従来の利用施設のハード整備に加え、新たに自然体験アクティビティの促進を位置づけ、市町やガイド事業者等から成る協議会を設け、自然体験活動促進計画を作成。知事の認定を受けた場合には、計画に記載された事業の実施に必要な許可を不要とする。

県立自然公園においても、公園利用を推進していることから、自然公園法と同様の条文を追加する。

(1)市町は、市町等、事業の実施者、土地所有者等で構成する協議会を組織することができる。  
 (2)事業の実施者等は協議会を組織するよう要請できる。また、協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。  
 (3)協議会は、計画の作成のために必要な公園計画の変更を提案できる。  
 (4)協議会が計画を作成したときは、市町、各事業の実施者は共同で知事の認定を申請することができる。  
 (5)認定計画に基づく事業の実施に必要な許可を不要とする。

**2 地域主体の利用拠点整備の法定化・手続の簡素化**（条例第6条の2、第7条の2、第7条の3、第7条の4、第7条の5、第7条の6、第7条の7、第17条の7関係）

公園利用の拠点となる旅館街等の街並みを整備するため、市町や旅館事業者等から成る協議会を設け、利用拠点整備改善計画を作成。知事の認定を受けた場合には、計画に記載された事業の実施に必要な許認可を不要等とする。

県立自然公園においても、公園利用を推進していることから、法と同様の条文を追加する。

(1)市町は、市町等、事業の実施者、土地所有者等で構成する協議会を組織することができる。  
 (2)事業の実施者等は協議会を組織するよう要請できる。また、協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。  
 (3)協議会は、計画の作成のために必要な公園計画の変更を提案できる。  
 (4)協議会が計画を作成したときは、市町、各事業の実施者は共同で知事の認定を申請することができる。  
 (5)認定計画に基づく事業の実施に必要な許可を不要とする。

**3 自然公園の県内外へのプロモーションの促進**（条例第29条の2関係）

県は、自然公園の利用の増進に関する情報・普及宣伝を行うよう努める。

公園利用を推進していることから、法と同様の条文を追加する。

県は、自然公園の利用の増進に資するため、県内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うよう努めるものとする。

**4 野生動物の餌付け規制による人身被害等の予防**（条例第15条関係）

クマ・サルなど餌付け等、野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する。

公園利用に支障を及ぼすおそれがあることから、法と同様の条文を追加する。

野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

**5 公園事業の譲渡による公園事業者の地位の承継に関する規定の整備**（条例第7条の9関係）

公園事業を譲渡する場合に、知事の承認を受けた時は、譲渡人が公園事業者の地位を承継する。

同様の事例が想定されることから、法と同様の条文を追加する。

公園事業者が県及び公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

**6 公園管理団体の業務の見直しによる指定の促進**（条例第23条関係）

公園管理団体の指定にあたり、利用者への助言指導や調査研究等の実施能力を必要としないこととする。

整合を図るため、法と同様に条文を変更する。

公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1)情報又は資料を収集し及び提供すること。  
 (2)必要な助言及び指導を行うこと。  
 (3)査及び研究を行うこと。  
 (4)附帯する業務を行うこと。  
 ※行うものとする→行うことができる

**7 罰則の引上げ**（条例第31条、第32条、第33条、第34条関係）

特別地域の行為規制等に違反した場合の罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げるとともに、今回追加する施策についての罰則を定める。

整合を図るため、法と同様に罰則金額を引き上げるとともに罰則項目を追加する。

(1)引き上げられた罰則と罰金の最高額  
 ・特別地域規制違反(6月50万円→1年100万円)  
 (2)追加された罰則項目  
 ・利用拠点整備計画(30万円)  
 ・自然体験活動促進計画報告違反(30万円)  
 ・野生動物餌付け行為違反(30万円)

2 県立自然公園条例施行規則の改正

普通地域内で自然環境調査の実施

1 普通地域における自然環境調査の実施

(施行規則第 18 条関係)

普通地域における届出にあたっては、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。特別地域内で行為の面積が 1 ヘクタール以上の場合、別途自然環境調査を求めており、普通地域内での行為にあっても、1 ヘクタール以上の行為については、現行特別地域内の申請で求めているものと同様の自然環境調査書類を求める。

環境調査書類

- ①植生、動物相その他の風景の状況並びに特質
- ②自然的な効用及び社会経済的な効用
- ③風景に及ぼす影響の予測及び影響を軽減するための措置
- ④当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を比較した結果

<対象>

- ・面積が 1 ha 以上の行為

(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)

- ・延長 2 km 以上若しくは幅員が 10m 以上の計画道路の新築

(許可行為が行われる場所に到達するためのものは除く。)

自然公園法施行令の一部改正に伴うもの

2 公園事業となる施設の種類の追加

(施行規則第 1 条の 2 関係)

条例第 2 条に規定する公園事業となる施設の種類の種類として、自動車に動力源としての電気を供給するための施設等を追加することとする。

整合を図るため、法施行令と同様に条文を変更する。

公園事業となる施設の種類の種類として、「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機」を追加

3 特別地域における許可を要する行為の追加

(施行規則第 15 条の 3 関係)

自然公園の特別地域における許可を要する行為として、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において車場を資料する行為を追加することとする。

整合を図るため、法施行令と同様に条文を変更する。

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

条例第 9 条第 4 項第 17 号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

4 野生動物の生態に影響を及ぼす行為に関する規定の整備 (施行規則第 17 条の 7 関係)

条例改正により、利用のための規制の対象行為が追加されたことから規定されている野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものとして、野生動物に餌を与えること、及び当該野生動物に著しく接近し、又はつきまとうことを規定することとする。

整合を図るため、法施行令と同様に条文を変更する。

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

条例第 15 条第 1 項第 3 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1)野生動物に餌を与えること。
- (2)野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

## 法改正関係

## 5 公園計画の変更の提案の添付書類

(施行規則第1条の2関係)

- ・提案に係る理由書、協議会の構成員、設置主体の市町の名称。
- ・必要に応じて、提案に係る場所及びその周辺の風致又は景観の状況並びに特質、公園利用の状況を記載した書類の提出を求めることができる。

## 6 公園事業の決定等の提案の添付書類

(施行規則第1条の4関係)

- ・提案に係る理由書、協議会の構成員、設置主体の市町の名称
- ・必要に応じて、提案に係る場所及びその周辺の風致又は景観の状況並びに特質、公園利用の状況を記載した書類の提出を求めることができる。

## 7 市町等が協議会を組織した際の公表

(施行規則9条、20条の6関係)

- ・公表する事項：協議会の名称及び構成員、協議の対象とする(利用拠点)区域
- ・公表の方法：インターネットの利用等により行う

## 8 利用拠点整備改善計画に係る各種手続きの規定

(施行規則第9条の2～9条の6関係)

- ・認定の申請(申請方法、申請書の記載事項、添付書類)、計画記載事項、計画の公表方法、軽微な変更、その他を定める。

## 9 自然体験活動促進計画に係る各種手続きの規定

(施行規則第20条の6～20条の10関係)

- ・認定の申請(申請方法、申請書の記載事項、添付書類)、計画記載事項、計画の公表方法、軽微な変更、その他を定める。

## 10 公園事業の承継手続き(施行規則第6条)

- ・申請の方法：当該当事者が連署した申請書を知事に提出
- ・申請書の記載事項：公園事業の種類、譲渡の予定期日、譲渡を必要とする理由、管理又は経営の方法
- ・添付書類：譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類等、公園事業の執行に必要な物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類、譲受人が公園事業者でないときは、住民票又は登記事項証明書、定款等、財務諸表、事業計画書及び収支予算書、1/25000地形図、1/5000概況図・写真

## 11 公園管理団体の指定(施行規則23条の2)

- ・規則で定める法人は、自然公園内における植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は登山道その他の施設の補修その他の維持管理に係る能力を有する会社とする。

## 12 知事が指定する道路への車馬等の乗入規制にかかる許可基準及び不要許可行為(施行規則17条関係)

- ・現行(規則第11条第29項)と同様の許可基準を想定。

## 13 証明書の様式等(施行規則25条関係)

- ・自然体験活動促進計画の立入検査が新設されたことに伴い、証明書の様式を新たに追加することとする。
- ・また、自然公園法に基づく各種の立入検査等に係る証明書について、携帯する証明書が1枚で済むように統合様式を設けることとする。

## その他見直し

## 14 公園事業の添付書類の見直し(規則第2条)

- ・公共団体が執行する公園事業については、工事費概算書の提出を不要とする。
- ・必要に応じて、その他の書類も求められることとする(例えば、委託者との契約内容を明らかにした書類等を想定)。
- ・また、構造図及び給排水計画図については、必須の添付書類ではなく、その他の必要な書類として個別に求めることができることとする。

## 15 公園事業の軽微変更事項の拡大(規則第3条)

- ・施設の規模や外観に変更のない改修(最大宿泊者数の増減に影響のない内装の変更や老朽化に伴う修繕、設備交換等)や経営方法の変更は届出で可とする。

## 16 許認可の添付書類(規則第2条・第10条)

- ・添付図面の縮尺〇〇分の1以上を〇〇分の1程度とする。
- ・また、公園事業と合わせ、構造図についても必須の添付書類ではなく、その他の必要な書類として個別に求めることができることとする。(構造図の他、モニタージュ写真等を想定)

## 17 野生動物関係法令に係る不要許可規定について

- ・種の保存法、外来法、鳥獣法に基づく事業や許可を受けた行為に関する不要許可行為についてバラつきが生じてしまっているため、不要許可となる規制対象行為を列記するよう改正する。

## 18 普通地域内における届出を要しない行為の追加(規則第15条)

- ・高さ5m以下、表示面の面積が1㎡以下の広告物等の設置等を追加する。